

NTNグループ グリーン調達基準書
(第五版)

2018年4月1日改訂

NTN株式会社

目次

1	はじめに	1
2	NTN環境基本方針	2
3	目的	3
4	グリーン調達の考え方	3
5	対象	3
5.1	対象とする仕入先様	3
5.2	対象とする調達品	3
5.3	調達品毎の遵守義務	4
6	用語の定義	5
6.1	NTN環境負荷物質	5
6.2	管理水準	5
6.2.1	I. NTN禁止物質	5
6.2.2	II. NTN申告必須物質	5
6.2.3	III. NTN要請時報告物質	5
6.3	含有	5
6.4	エビデンス	5
6.5	閾値	5
6.6	均質材料	5
6.7	ELV/RoHS10 物質	5
6.8	管理値	6
7	要請事項	6
7.1	環境に配慮した経営の推進	6
7.1.1	環境法令の遵守	6
7.1.2	環境マネジメントシステムの構築	6
7.1.3	CO2 排出量の把握・削減	6
7.1.4	生物多様性保全への取組み	7
7.1.5	水リスク管理の推進	7
7.2	環境負荷物質の管理と情報伝達	7
7.2.1	NTN環境負荷物質管理基準の遵守	7
7.2.2	環境負荷物質含有情報及び組成情報の提供	7
7.2.3	環境負荷物質管理体制の構築要請	8
7.2.4	NTN禁止物質の非含有保証書の提出	8
7.2.5	検査成績書へのELV/RoHS10 物質非含有確認結果の記載	8
7.2.6	NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告	9
7.2.7	抜取分析でのELV/RoHS10 物質検出時対応	9
7.3	その他の提出書類	9
8	情報の取扱い	10
9	問合せ窓口	10
10	付則および履歴	10

<別紙>

- 1 環境負荷物質管理体制の構築要請
- 2 ELV/RoHS10 物質の非含有報告方法
- 3 ELV/RoHS10 物質の分析及びエビデンス作成方法
- 4 NTN環境負荷物質リスト

<様式>

- 1 環境マネジメント体制確認シート
- 2 環境負荷物質管理体制チェックシート
- 3 NTN禁止物質の非含有保証書
- 4 ELV/RoHS10 物質エビデンス一覧表
- 5 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告書
- 6 グリーン調達基準同意書 兼 会社情報登録書

1 はじめに

私達NTNグループは地球環境との共生を最重要課題に掲げ、地球にやさしい企業活動を目指し、たゆまぬ努力を続けています。

軸受や等速ジョイントを始めとするNTN商品は、元来、摩擦によるエネルギー損失を低減する「エコ商品」と位置付けられるものですが、弊社ではその更なる性能向上により、全世界の省エネルギーに一層貢献すべく研究開発に取り組んでいます。

また、弊社では、ISO14001 に則った環境マネジメントシステムの継続的改善によって自社の事業活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、仕入先様に環境に配慮した経営の推進及び ISO14001 やエコステージ等環境認証の取得をお願いし、希望される仕入先様には子会社である NTNテクニカルサービス㈱を通じてエコステージの取得支援も行っております。

一方、地球環境への負荷低減の一環として、環境負荷物質管理の重要性が高まっており、弊社ではグリーン調達活動の最重要テーマとして、①製品に含まれる環境負荷物質の低減、②工程で使用する環境負荷物質の低減、③環境負荷物質の低減を可能とする生産設備や生産技術の導入、を積極的に推進しています。近年、EU で始まった環境負荷物質規制がグローバルスタンダード化し、類似の法令を施行する国が増え続ける中で、お客様からの要求もより高度化しており、弊社だけでなく、仕入先様も含めたサプライチェーンとしての厳格な環境負荷物質管理が求められています。

仕入先様におかれましては、本取組みの重要性をご理解戴くとともに、本基準書の遵守がお取引の前提となることをご認識戴き、弊社のグリーン調達へ積極的にご協力賜りますようお願い申し上げます。

2 NTN環境基本方針

弊社では以下の環境基本方針を制定し、調達を含む事業全般に亘る環境保全に取り組んでいます。

■ NTN環境基本方針 ■

私達NTNグループは、地球環境との共生を最重要課題とし、事業活動において環境汚染の予防及び自然資本の保全を図るとともに、当社技術が社会の持続的発展に貢献できるよう不断の努力を行います。

1. 自社技術による地球温暖化防止への貢献
世界の省エネや創エネに寄与する新技術・新商品の開発及び提供を通じて、地球温暖化防止に貢献します。
2. 法令等の遵守
環境法令や条例を遵守し、地域や顧客など利害関係者からの要請にも積極的に対応します。
3. 事業活動における環境負荷低減
NTNグループのあらゆる事業活動において、CO₂や規制物質の排出などの有害な環境影響を最少化するとともに、サプライチェーンの上下流（調達先～顧客）における環境負荷の把握及び低減に努めます。
4. 持続可能な資源の利用
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底し、原材料や水などの投入資源及び廃棄物の削減に取り組みます。
5. 環境負荷物質の管理徹底
グリーン調達を推進し、製品及び製造工程で用いる環境負荷物質の管理を徹底するとともに、有害性が高い物質については、積極的に代替物質へ転換します。
6. 生物多様性保全への取り組み
地域社会と連携して、積極的に森林保全などの環境保護活動を推進し、生物多様性の保全に取り組みます。
7. コミュニケーションの推進
NTNグループで働く全員に本方針を周知し環境意識の向上を図るとともに、環境への取り組みを広く情報発信し、積極的に社会とのコミュニケーションを推進します。
8. 環境マネジメントシステムの継続的改善
環境パフォーマンス向上のため、環境マネジメントシステムを運用し継続的に改善します。

NTN株式会社
全社環境統括責任者

3 目的

仕入先様とのパートナーシップのもと、サプライチェーンを通じてグリーン調達を推進し、自社製品や事業活動に伴う環境負荷の最小化を図るとともに、お客様へ環境に配慮した商品をお届けすることにより、企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。

4 グリーン調達の考え方

弊社は「環境法令の遵守、環境保全への取組み (ISO14001等環境認証の取得と環境経営の実践)」と「納入品の環境品質 (有害物質非含有など)」の双方に優れる仕入先様との取引を優先します。

5 対象

5.1 対象とする仕入先様

- 製品および製造工程で使用する資材(部品、材料、副資材、工程材料、包装材、生産設備)を納入して戴く仕入先様
- 部品等の組立、加工(鍛造、切削、研削、熱処理、表面処理等)を受託して戴く仕入先様

5.2 対象とする調達品

弊社が、製品および製造工程で使用する全ての調達品

表1 調達品の具体例

区分	説明	具体例
部品、材料	NTN製品に使用する部品、原材料、半製品、完成品、グリース等	鋼材、加工部品、樹脂材料・部品、ゴム材料・部品、接着剤、グリース、はんだ、表面処理(めっき等)、センサ、プリント基板、モータ、等
副資材※	出荷時に、NTN製品に付着・残留する可能性のある防錆油、塗料、インク、油性マーカ等	防錆油、塗料、テープ、ラベル、インク、油性マーカ、付着・残留する可能性がある工程材料等
工程材料	弊社の生産工程で使用する油剤、砥石等(出荷時に、NTN製品に付着・残留しないもの)	熱処理油、加工油(切削・研削)、洗浄剤、溶剤、中間防錆油、砥石、等
包装材	入荷時に部品・材料等を包装・梱包している材料等、及び出荷時にNTN製品を包装・梱包する材料等	段ボール、ポリ箱、トレイ、ポリ袋、緩衝材、パレット、木枠、テープ、結束バンド、ラベル、印字用インク、等

※ 仕入先様で使用される副資材は部品の一部として管理して下さい

5.3 調達品毎の遵守義務

調達品の区分により、遵守いただく内容が異なりますので下表によりご確認ください。

表2 調達品毎の遵守義務

調達品 区分	遵守項目	7.1 環境に配慮した経営の推進					7.2 環境負荷物質の管理と情報伝達							7.3 その他の提出書類		
		7.1.1 環境法令の遵守	7.1.2 環境マネジメントシステムの構築	7.1.3 CO2排出量の把握・削減	7.1.4 生物多様性保全の取組み	7.1.5 水リスク管理の推進	7.2.1 NTN環境負荷物質管理基準の遵守	7.2.2 環境負荷物質含有情報及び組成情報の提供	7.2.3 環境負荷物質管理体制の構築要請	7.2.4 NTN禁止物質の含有禁止と非含有保証書の提出	7.2.5 検査成績書へのELV/RoHS10物質の非含有確認結果記載 (エビデンス要否)		7.2.6 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告		7.2.7 抜取り分析でのELV/RoHS 10物質検出時の対応	
											鉛、水銀、カドミウム、六価クロム	PBB、PBDE フタル酸エステル4種				
原材料	鋼材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○
	樹脂等※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○
部品	樹脂等※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○
加工		○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	/	○	△	○
副資材	樹脂等※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○
工程材	製品と接触	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
	製品と非接触	○	○	○	○	○	/	○	○	○	/	/	/	▲	○	○
設備 治具	製品と 接触	樹脂等※1	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
		その他	○	○	○	○	/	○	○	○	/	/	/	▲	○	○
	製品と非接触	○	○	○	○	○	/	○	○	○	/	/	/	/	○	○
包装材	樹脂・ゴム	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	○	▲	▲	○
	その他	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	/	▲	▲	○
研究開発 用途	顧客提供 の可能性	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○
		なし	○	○	○	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	/
その他		○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○

※1 樹脂、ゴム、接着剤、塗料、コーティング等

【対象判定】

- : 対象
- : 弊社からの別途指定より対象
- △: 自給材(防錆油、切削油等の副資材を含む)のみ対象
- ▲: NTN 禁止物質が対象(包装材は鉛、カミ、六価クロム、水銀、フタル酸エステル類のみ)
- /: 非対象

【書類/情報提供対象判定】

- 下線(二重線): 本基準書に従い書類提出要
- 下線(波線): 弊社からの別途要請に応じ書類提出

6 用語の定義

本基準書では、以下のように用語を定義します。

6.1 NTN環境負荷物質

- (1) 地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと弊社が判断した物質
- (2) 国内外の法規制や顧客基準において、その使用、用途、含有量等の制限や情報開示が求められている、又は将来求められることが見込まれている物質

6.2 管理水準

弊社ではNTN環境負荷物質を以下の3水準で管理する

6.2.1 I. NTN禁止物質

弊社への納入品に意図的に含有してはいけない物質、及び閾値を超えて非意図的に含有してはいけない物質

6.2.2 II. NTN申告必須物質

弊社への納入品に意図的に、または閾値を超えて非意図的に含有する場合、直ちに弊社に自ら申告が必要な物質。主に欧州 REACH 規則により情報伝達義務が課せられる物質(SVHC)が対象

6.2.3 III. NTN要請時報告物質

自社製品への含有情報を管理し、弊社からの調査要求に応じて含有情報を報告する物質

6.3 含有

製品を構成する部品またはそれに使用される材料に、添加、充填、混入、または付着すること(製造工程において意図せずに製品に混入または付着する場合を含む)

6.4 エビデンス

納入品が本基準書に適合することを証明する文書(分析データ、成分表、ミルシート、JIS Z7253に準拠したSDS、原料メーカーの非含有保証書など)

特に断りの無い場合、「ELV/RoHS10 物質の非含有を証明する分析データ」の意で用いられる

6.5 閾値

各種法令または本基準書において、その環境負荷物質の非意図的含有が許容される均質材料あたりの最大濃度

6.6 均質材料

取り外し、切断、粉碎、切削、研磨等の機械的 行為によって別々の素材(材料)に分離できない素材(金属合金、ポリマーアロイ、塗料、接着剤、インキ、めっきなど)。例えば、軸受のゴムシール(ゴム+メッキ鋼板)ではゴムと板金とメッキ層がそれぞれ均質材料となる

6.7 ELV/RoHS10 物質

従来から ELV 指令および RoHS 指令で含有を禁止されている鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特

定臭素系難燃剤 2 種(PBB、PBDE)の 6 物質に、2019 年 7 月 22 日から RoHS 指令で禁止されるフタル酸エステル類 4 種(DEHP、BBP、DBP、DIBP)を加えた 10 物質

6.8 管理値

意図的に含有せず、かつ適切な混入防止が図られていれば、超過しないと考えられる ELV/RoHS10 物質の含有率。抜取り分析において管理値を超えた場合、分析誤差や、調達品のバラつきによって、閾値を超える調達品の存在が危惧される。

7 要請事項

弊社の仕入先様には、以下項目の実施をお願い致します。

7.1 環境に配慮した経営の推進

地球温暖化を始めとする様々な環境問題に対応するため、企業には環境に配慮した企業経営が強く求められております。仕入先様には以下の取り組みをお願いします。

7.1.1 環境法令の遵守

環境法令に違反した場合、操業停止等の行政処分により生産活動に支障をきたすリスクがあり、2017年9月には「環境規制違反による中国金属加工メーカの操業停止処分により、欧州軸受メーカの生産が止まった」とのニュースが話題になりました。

仕入先様におかれましては、各国の環境法令を遵守いただくと共に、万一法令違反等により生産活動に支障をきたす行政処分等を勧告された場合には、弊社への速やかなご連絡をお願いします。

7.1.2 環境マネジメントシステム構築(第三者認証の取得)

弊社では全ての仕入先様に「環境マネジメントシステム[以下、EMS(Environmental Management System)]」の構築と第三者認証取得をお願いしています。

第三者認証はISO14001を基本としますが、仕入先様の事業規模に応じ、以下の第三者認証についても可とします。

- エコステージ (一般社団法人 エコステージ協会)
- エコアクション21 (財団法人地球環境戦略研究機関)
- KES (特定非営利活動法人 KES環境機構) 等

既に第三者認証取得済みの仕入先様は、EMSの維持・改善、更新をお願いします。また、未取得の仕入先様は、取得に向けての計画策定と早期着手をお願いします。

仕入先様に以下の様式をご提出戴き、EMSの構築状況を確認させて戴きます。

<提出書類および時期>

提出書類	時期	様式	提出先
環境マネジメント体制確認シート	・弊社要請時 ・仕入先様の体制変化後 1ヶ月以内 (認証取得、更新、返上時など)	様式1	主管購買窓口

7.1.3 CO2排出量の把握・削減

地球温暖化防止のためCO2排出量削減が世界的な重要課題となっています。

仕入先様におかれましても事業活動に伴うCO2排出量を把握・削減するとともに、弊社から要求

があった場合には情報提供をお願いします。

7.1.4 生物多様性保全への取組み

近年、生物多様性の世界的危機が叫ばれるなか、我が国では「生物多様性基本法」が施行され、企業にも取組みが求められています。

仕入先様におかれましても生物多様性保全への取組みを推進するとともに、弊社から要求があった場合にはその状況ご報告戴くようお願いいたします。なお、弊社の生物多様性に関する方針は、NTN環境基本方針の第6項をご覧ください。

7.1.5 水リスク管理の推進

世界的に水資源に関する外的要因(水害や渇水、水質汚染、利用可能な水量の制限等)が事業継続性に及ぼすリスクを把握し、悪影響を最小限化する活動が企業に求められています。

仕入先様におかれましても水リスク管理を推進するとともに、弊社から要求があった場合にはその状況をご報告戴くようお願いいたします。なお、自社の水リスク評価ツールとして、WRI(世界資源研究所)のAQUEDUCT^{※1}、WBCSD(持続可能な開発のための世界経済人会議)のGLOBAL WATER TOOL^{※2}が公開されています。

※1 <http://www.wri.org/applications/maps/aqueduct-atlas/>

※2 <https://www.wbcsd.org/Clusters/Water/Resources/Global-Water-Tool>

7.2 環境負荷物質の管理と情報伝達

全世界で環境負荷物質規制の法令化が進んでおり、企業活動に対する影響がますます増大しています。特に、欧州ではELV指令およびRoHS指令、REACH規則が施行されており、法令遵守という観点から厳格な環境負荷物質の管理(非含有保証、情報伝達)が要求されています。

弊社では、このような動きの中、独自のNTN環境負荷物質リスト(別紙4)を定めサプライチェーン全体での管理徹底を図っておりますので、仕入先様には環境負荷物質の管理と情報伝達に関して以下の対応をお願いします。

7.2.1 NTN環境負荷物質管理基準の遵守

弊社では図面や購買仕様書に「環境負荷物質の材料及び製品・部品への使用制限要領(品質-D-SB0001)の遵守※」を記載しており、仕入先様はこれに従って部品等を納入して下さい。また、図面や購買仕様書等を取り交わしていない仕入先様については、NTN環境負荷物質リスト(別紙4)「Ⅰ. NTN禁止物質」「Ⅱ. NTN申告必須物質」「Ⅲ. NTN要請時報告物質」の含有情報を把握・管理するとともに、本基準書に応じた対応をお願いします。

7.2.2 環境負荷物質含有情報及び組成情報の提供

NTN環境負荷物質リストに記載した化学物質については、弊社の要求に応じて必ず含有情報をご提供願います(企業秘密として非公開にすることは認められません)。情報提供においては、弊社指示のフォーマット(chemSHERPA、JAMA、独自書式等)に従って下さい。

また、自動車メーカーや自動車関連メーカーからの要請に基づいてIMDS ※へ登録するために必要な情報として、納入品の材料組成の90wt%以上の成分開示をお願いします。

※IMDS(International Material Data System)

日欧米の主要自動車メーカーが中心となって、自動車を構成する部品の材料および含有物質情報をデータベース化するシステム

7.2.3 環境負荷物質管理体制の構築要請（別紙1）

弊社への納入品に含有する又は付着する環境負荷物質を把握・管理するとともに、NTN禁止物質、特に、ELV/RoHS 10物質の非含有を保証できる体制を構築して下さい。

なお、弊社から年1回自主点検をお願いしますので、チェックシート(様式2)を使って自社の環境負荷物質管理状況を確認し、その結果をご提出願います。管理状況に不備があると判断される場合には、弊社より改善を要請するとともに、仕入先様へ直接訪問して現地監査を実施することがありますのでご協力のほど宜しくお願いします。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
環境負荷物質管理体制チェックシート	・取引開始時 ・弊社要請時(原則年1回)	様式2	主管購買窓口

7.2.4 NTN禁止物質の含有禁止と非含有保証書の提出

弊社への納入品については、NTN禁止物質の意図的含有は含有量を問わず禁止し、非意図的含有の場合には閾値を超える含有を禁止します。

仕入先様におかれましては、この要求事項に適合している証明として「NTN禁止物質の非含有保証書(様式3)」のご提出をお願い致します。

RoHS指定の適用除外用途については、本基準書においても適用除外としますが、それぞれ有効期限が定められ継続的見直しが行われていますので、EUのホームページ等から入手した最新情報に従って管理下さい。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
NTN禁止物質の非含有保証書	・取引開始時 ・弊社要請時(原則年1回)	様式3	主管購買窓口

7.2.5 検査成績書へのELV/RoHS10物質非含有確認結果の記載

ELV/RoHS10物質の非含有を重要品質特性と位置付け、別紙2の要領に従い、検査成績書に非含有確認結果をご記入下さい。

また、その根拠となるエビデンスについては毎ロットの提出は不要ですが、別紙3及び下表の要領に従って作成・提出をお願いします。

なお調達品によってエビデンスを要する物質が異なりますので表2をご確認下さい。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
検査成績書 (分析による確認結果を記載)	毎ロット	(貴社使用様式 に追記)	各製品購買窓口
ELV/RoHS10物質エビデンス一覧表 及びその根拠となるエビデンス	・弊社要請時 ・新規品の初回納入時 ・工程変更品の初回納入時	様式4	

7.2.6 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告

弊社への納入品において、NTN禁止物質及び申告必須物質を意図的に、又は閾値を超えて非意図的に含有することが判明した場合、直ちに自発的に申告して下さい。

本申告は国内外の法的義務を果すためであり漏れなく対応戴くようお願いいたします。

※既に含有が判明している物質でも、弊社へ未報告の場合には対象となります。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告書	含有判明後直ちに	様式5	主管購買窓口

7.2.7 抜き取り分析でのELV/RoHS10物質検出時の対応

弊社及び弊社顧客では、調達品受入れ時の抜き取り分析により、ELV/RoHS10物質の含有有無を確認しています。

万一、弊社受入分析で下表の管理値を超える含有が検出された場合、および顧客受入分析で顧客が定める基準値を超える含有が検出された場合には、その理由の明確化と、必要に応じて含有濃度の管理値未満への低減を仕入先様に要請しますので、対応いただくようお願いいたします。

表3 管理値

対象物質	管理値(ppm)	
1) 鉛およびその化合物(Pb)	樹脂類	100
	その他	500
2) 水銀およびその化合物(Hg)		500
3) カドミウムおよびその化合物(Cd)	樹脂類	20
	その他	75
4) 六価クロム化合物(Cr6+)		500
5) ポリ臭化ジフェニル(PBB)類		500
6) ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		500
7) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)		500
8) フタル酸ブチルベンジル(BBP)		500
9) フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)		500
10) フタル酸ジイソブチル(DIBP)		500

7.3 その他の提出書類

NTNグリーン調達基準書の取組みに同意戴くとともに、仕入先様の会社情報及び責任体制を明確化するため、以下書類を提出して下さい。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
グリーン調達基準同意書 兼 会社情報登録書	・取引開始時 ・弊社要請時 ・記載情報の変更時から1ヶ月以内	様式6	主管購買窓口

8 情報の取扱い

仕入先様の個人情報については、法令その他の規範を遵守し、適正に取扱います。なお、調達品における環境負荷物質含有情報等については、弊社製品情報の一部として外部に公表させて戴く場合があります。

9 問合せ窓口

NTN株式会社 調達本部 調達管理部

TEL 06-6449-3598

FAX 06-6443-1577

NTN株式会社 品質本部 品質管理部

TEL 06-6449-3607

FAX 06-6443-1578

NTN株式会社 総務・環境管理部

TEL 06-6449-3517

FAX 06-6443-2592

e-mail kankyou_kanribu@ntn.co.jp

製品納入事業場 品質保証部門、購買部門

10 付則および履歴

本基準書は2018年4月1日より運用開始します。

本基準書は、国内外の各種法規制や顧客要求、社会情勢の変化等に応じて随時改訂します。最新版は弊社ホームページから入手することができます。

【履歴】

NTNグループグリーン調達基準書	第一版	2007年 3月 1日
NTNグループグリーン調達基準書	第二版	2007年 12月 10日
NTNグループグリーン調達基準書	第三版	2011年 1月 11日
NTNグループグリーン調達基準書	第四版	2012年 4月 1日
NTNグループグリーン調達基準書	第五版	2018年 4月 1日